

III. 資料

III - 1. 「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議 (ESD-J) 関連資料

2003 年 6 月 21 日

「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議 設立趣意書

「国連・持続可能な開発のための教育の 10 年」(以下「教育の 10 年」) は、持続可能な社会を実現するために必要な教育への取り組みを各国が積極的に行い、またそのための国際協力を推進するよう国連を通して各国政府に働きかけようというもので、2005 年からスタートします。これはヨハネスブルグサミットに向けた日本の NGO の提案を受け、日本政府が同サミットの実施文書に盛り込むよう提案し承認されたものです。

「持続可能な開発のための教育 (ESD:Education for Sustainable Development)」という概念はまだ固まっておらず、また、その考え方や進め方は各地域に根ざした多様性のあるものになるべきでしょう。したがって私たちは、各地域において市民一人ひとりが、ESD とはどのような教育なのかについて考えるプロセスが重要であり、そのような場を作るための支援ネットワークが必要だと考えます。また ESD の概念や内容は国際的な場でも議論され、2003 年秋の国連総会で採択されることになっており、この検討プロセスに日本の市民の意見やアジアの視点を反映させていくことも必要です。

1992 年国連環境開発会議（通称：リオ・サミット）以降、社会的認知を得てきたものの「持続可能な開発」という言葉は日本ではまだなじみの薄い言葉です。この言葉を私たち市民が自分の言葉で語れるようになり、様々な実践が行われる状況を創り出すために、ESD に関心のある個人や団体がネットワークを組んで、国連や関係省庁、自治体、民間企業、教育機関等の動きと連携し、提言を行いながら、真に必要とされる教育を実現していくことが重要なのです。

これらのことから、2002 年の国連総会で採択された「国連・持続可能な開発のための教育の 10 年」が意義ある実践につながり、真に持続可能な社会の構築に寄与するものとなるよう、日本国内の環境・開発・人権・平和・ジェンダー・多文化共生・保健など、社会的な課題に関する教育にかかわる個人や団体の動きをつなぎ、大きな力としていくことを目的として、以下のことを実現すべく、「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議 (ESD-J : Japan Council on the UN Decade of Education for Sustainable Development) を設立します。

- 1) 政府のカウンターパートとして、市民および NGO などが政府、国際機関、民間セクターとパートナーシップを組み、国内外で実質的な「持続可能な開発のための教育」を実現するための政策提言と協働実施を行なう。
- 2) 学校教育や社会教育、まちづくりなどを通じて持続可能な社会づくりに NGO などが参画できるしくみをつくる。
- 3) 異分野の NGO などが互いに補完し合いながら、持続可能な社会づくりに取り組むネットワークをつくる。
- 4) 「教育の 10 年」についての国際的な窓口や受け皿となる。
- 5) 「教育の 10 年」を通じて、国際的に活躍できる NGO などの人材養成のしくみをつくる。
- 6) 日本政府の拠出金の活用を含め、国際機関へのプロジェクト提案と資金獲得を可能とするしくみをつくる。

「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議 規約

第 1 条 名称

本会は、「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議（以下「本会」と称する。英語名：Japan Council on the UN Decade of Education for Sustainable Development (ESD-Japan)

第 2 条 事務局の所在地

本会は、事務局を東京都に置く。

第 3 条 目的

本会は、第 57 回国連総会で採択された「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」（以下「教育の 10 年」）に賛同する団体、個人が、「教育の 10 年」を通して国内外における持続可能な開発のための教育のあり方についての共通理解と課題を検討し、それを土台に協働・連携による活動を行い、持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

第 4 条 事業内容

本会は、第 3 条の目的を達成するため、以下の諸事業を国内外にて行なう。

本会は、第 3 条の目的を目指して、以下の諸事業を国内外にて行なう。

- 「教育の 10 年」に関する国内外におけるネットワークの形成
- 「教育の 10 年」に関するワークショップ、シンポジウム、国際会議などの開催及び参加
- 持続可能な開発のための教育に関する調査・研究及び提言
- その他の適切と思われる事業の実施

第 5 条 会員

本会は次の会員をもって組織する。

- 団体正会員：「教育の 10 年」を推進する活動に関心と意欲を持ち、その活動に積極的に参加する団

体が、団体正会員として加盟する。団体正会員は総会において発言権および議決権を有する。なお、団体の定義については、細則を設ける。

- 個人正会員：「教育の 10 年」を推進する活動に関心と意欲を持ち、その活動に積極的に参加する個人が、個人正会員として加盟する。個人正会員は総会において発言権および議決権を有する。
- 準会員：「教育の 10 年」を推進する活動に関心と意欲を持ち、その活動を積極的に支援する個人および団体が準会員として加盟する。準会員は総会において発言権を有するが議決権を有しない。
- 賛助会員：「教育の 10 年」を推進する活動を賛助する個人および団体が賛助会員として加盟する。賛助会員は総会において発言権および議決権を有しない。

第 6 条 会費

- 会員は会費を納入しなければならない。納入した会費は、理由を問わず返却しない。
 - 団体正会員の会費は年間一口 10,000 円とする。
 - 個人正会員の会費は年間 10,000 円とする。
 - 準会員の会費は年間 3,000 円とする。
 - 賛助会員の会費は年間一口 50,000 円とする。
- 本会の経費は会費、事業収入、寄附金等をもってあてる。

第 7 条 役員

- 本会は、次の役員をおく。
 - 運営委員長：1 名
 - 副委員長：3~5 名
 - 運営委員：20 名以内
 - 監事：1~2 名
- 運営委員は、選挙によるもの（3/4）と、運営委員会の指名によるもの（1/4）からなる。
- 選挙による運営委員は、団体正会員代表権者の中

から選出するものとする。

4. 選挙による運営委員と監事は総会において選任する。任期は2年間とする。ただし再任は妨げない。
5. 運営委員長、副委員長は運営委員の中から互選で選出する。監事は他の役職を兼ねることはできない。
6. 運営委員長は本会を代表して、その会務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
7. 運営委員は、運営委員会を組織して、この規約に定めるもののほか、本会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

第8条 顧問

1. 本会は顧問を若干名置くことができる。顧問は、運営委員長が運営委員会の承認を得て任命する。
2. 顧問の任期は1年とし、再任をさまたげない。
3. 顧問は運営委員長の諮詢に対して、運営委員会に出席して意見を述べることができる。

第9条 総会

1. 通常総会は毎年1回運営委員長が召集する。臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、運営委員長が召集する。
2. 総会の召集は、少なくとも7日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知する。
3. 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任したものは出席者とみなす。
4. 総会の議長は、出席正会員の互選で定める。
5. 総会の議事は、この規約に別段の定めのある場合を除くほか、出席正会員の3分の2以上の承認をもって決する。
6. 総会では次の事項について審議、決定する。
 - 1) 会の規約変更
 - 2) 会の解散、および合併
 - 3) 運営委員・監事の選任・解任
 - 4) 活動計画・予算
 - 5) 活動報告、決算報告
 - 6) 会計監査報告の承認

7) 会員の除名

8) その他組織及び運営に関する重要事項

7. すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第10条 運営委員会

1. 運営委員会は、毎年2回、運営委員長が召集する。ただし、運営委員長が必要と認めたとき、又は運営委員の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して運営委員会の召集を依頼されたときは、運営委員長は、その請求があった日から30日以内に臨時運営委員会を召集しなければならない。
2. 運営委員会の定足数は、委任状を含み委員数の2分の1以上とする。
3. 運営委員会における議決は、出席委員の3分の2以上とする。
4. 運営委員会の議長は、運営委員長とする。
5. 会員の入会に関する承認を行う。
6. 運営委員会は、会員の除名に関する事項を審議し、総会にて承認を得る。
7. すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第11条 監事

1. 監事は、本会の財産の状況および運営委員の職務執行の状況を監査し、運営委員会、総会に報告する。
2. 監事は、必要と認めたときには、運営委員会又は総会を召集することができる。

第12条 事務局

本会は、運営委員会を補佐するために事務局を設置する。運営委員長は、運営委員会の承認を得て事務局長を任免する。

第13条 会計

本会の事業及び会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第14条 プロジェクトチーム

本会は、第4条の諸事業を遂行するためのプロジェク

トチームを運営委員会の承認を得ておくことができる。プロジェクトチームの運営に関する細則は総会および運営委員会の議決を経て、別に定める。

第 15 条 情報公開

本会の総会、運営委員会を含む会議の議案および議事録は原則としてすべて公開するものとする。公開の方法その他必要な事項については運営委員会および総会の議決を経て別に定める。

第 16 条 細則

この規約の施行についての細則は、総会および運営委員会の議決を経て、別に定める。

付記

1. 本会は、「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議設立準備世話人会の有する権利・義務の一切を引き継ぐものとする。
2. 本規約第 7 条に拘わらず、2003 年 6 月に発足する運営委員会は、設立総会における運営委員候補が暫定運営委員として就任し、若干名の運営委員を指名・追加して構成する。任期は 1 年以内とする。
3. 本規約は、平成 15 年 6 月 21 日からの 1 年以内の暫定規約とする。暫定運営委員会は、1 年以内に規約を検討し、次の総会にて承認を得るものとする。

「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議 細則

1. この細則は「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議規約（以下「本会規約」）第 16 条の規定に基づくものである。

団体の定義

2. 本会規約第 5 条に記される会員として加盟する「団体」とは、
 - 1) 活動の準拠する規約（定款）、役員名簿、活動報告書、決算報告書、組織の概要（沿革、会員数、支部組織構成など）を持つ
 - 2) NGO・NPO（法人格の有無は問わない）/ 教育機関 / 研究機関 / 教育関係ネットワークなどであり、本会に入会後「持続可能な開発のための教育」普及活動に直接的、間接的に関わる方針がある
 - 3) 定まった事務局・主たる事務所を有し、訪問、電話、ファックス、メール等で連絡を取ることができる

入会

3. 入会にあたり「団体」は次の書類を本会事務局に提出する
 - 1) 入会申込書（本会が定める様式による）

- 2) 規約（定款）、役員名簿
- 3) 最新の活動報告書、ニュースレターなど
- 4) 本会入会に当たり当該「団体」より選任された代表権者名
4. 入会にあたり「個人」は次の書類を本会事務局に提出する
 - 1) 入会申込書（本会が定める様式による）
5. 入会にあたり「団体」「個人」は初年度会費を、入会承認通知を受領後 30 日以内に本会所定の口座へ振り込む、または事務局窓口で支払う。
6. 「団体」「個人」の入会は、本会事務局がその入金を確認した時点で完了する。

創立会員

7. 本会規約第 9 条第 6 項の規定にも拘らず、設立総会前に入会を希望する「団体」「個人」は、本会細則第 2 条に示された会員要件を満たし、細則第 3 あるいは 4 条に基づいた手続きを完了したことを運営委員会を代行する世話人会とその事務局が承認後に会員となる。

2年目以降会費納入

8. 会員の2年目以降の会費納入は、初年度の入会時期が4月から9月までの場合は4月に、10月から3月までの場合は10月に行う。
9. 所定月に会費納入のない場合は、事務局長より請求書を発行する。また必要に応じ他の通信手段により督促を行う。
10. 会員が、所定月を過ぎた時点より5ヶ月以上会費を滞納した場合は、会員資格を失う。

役員

11. 本会規約第7条に記される運営委員の新規選任・補充・改選に当たっては、事務局が団体正会員代表権者の中から立候補者・被推薦者を募り、そのリストを総会へ提出する。
12. 運営委員は、総会において立候補者・被推薦者リストに基づき、原則として一人一人について諮り選出する。ただし、総会議長が一括選任を諮り異議ない場合は一括選任を行うことが出来る。
13. 役員の任期が満了する時点で後任が選任されず定数割れとなる場合は、前任者が任期満了にもかかわらず継続してその責務を果たすものとする。

代表権者および代理人

14. 「団体」正会員の代表権者が総会に欠席するときは、代表権者によって指名された代理人が出席することが出来る。
15. 「団体」正会員の代表権者が運営委員の場合、代表権者によって指名された代理人は運営委員会にオブザーバーとして出席することができる。

オブザーバー

16. 会員は運営委員会にオブザーバーとして参加することができる。オブザーバーは議長の許可を得て発言することができる。

プロジェクトチーム

17. 本会規約第14条に記されるプロジェクトチームの設置、活動の趣旨・目的は、運営委員会が定める。また、資金確保の見通しあるいは資金の準備情況に基づき大枠の予算額は運営委員会が定める。

18. プロジェクトチーム要員は、運営委員会の承認を得て、運営委員長が委嘱する。

19. プロジェクトチーム要員に対しては、運営委員会が定める適正額の手当を支給することができる。

20. プロジェクトチームは、運営委員会が定める活動の趣旨・目的、大枠の予算額に基づき、活動計画、予算計画を策定し、資金確保、計画実施、報告書作成、決算を行う。

21. プロジェクトチームは、運営委員会に対し運営委員会開催時に活動経過・中間報告を行う。

22. プロジェクトチームは活動終了後、直近の運営委員会および総会に活動・決算報告を行う。

情報公開

23. 本会規約第15条に記される情報公開について、会議の議案、議事録、プロジェクトチームの活動報告などは主として本会が設置するウェブサイトに掲示する。

24. 本会のメーリングリスト（ML）を設置する。ML上で議論を行う際は次のルールを守る。MLの管理は事務局長の責任において行う。

- 1) 個人名の明記のない発言は削除する。
- 2) 特定の個人、団体への誹謗中傷の含まれた発言は削除する。
- 3) この組織の目的と直接関係のない商品セールス、政治・宗教への勧誘などの内容は削除する。
- 4) 発言削除措置を2回受けた場合、その発言者の発言権を運営委員会の承認が得られるまで停止する。

事務局

25. 本会規約第12条に記される事務局の設置に関し、事務局長および事務局員に対しては運営委員会が定める適正額の手当を支給することができる。

改正

26. 本細則の一部変更、削除、追加は、運営委員会の議を経て総会にて議決する。

以上

「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議 役員名簿

【運営委員長】

阿部 治 (社) 日本環境教育フォーラム

【副委員長】

池田 満之	岡山ユネスコ協会
大島 順子	(社) 日本ネイチャーゲーム協会
関口 悅子	地球環境・女性連絡会
馬場千枝子	ハーベ平和アピール平和教育地球キャンペーン
降旗 信一	(特活) 自然体験活動推進協議会

【運営委員】

岩崎 裕保	帝塚山学院大学国際理解研究所
江口雄次郎	環境 NGO アジア環境連帯
小栗 有子	「持続可能な社会と教育」研究会
折笠 明慶	(特活) 地域活動協働協会 (LACA)
川嶋 直	(財) キープ協会
木附 文化	(財) オイスカ
小金澤孝昭	仙台いぐね研究会
坂本 尚	(社) 農山漁村文化協会
佐々木豊志	くりこま高原自然学校
佐藤 初雄	日本アウトドアネットワーク
中本 啓子	(財) 日本環境財団
新田 和宏	地球市民教育総合研究所
三隅 佳子	(財) アジア女性交流・研究フォーラム
辻 英之	(特活) グリーンウッド自然体験教育センター
水野 憲一	TVE ジャパン
持立 真奈美	(特活) ECOVIC
森 実	大阪教育大学、地球市民教育センター
森 良	(特活) エコ・コミュニケーションセンター
柳下 正治	エコプラットフォーム東海
山本 幹彦	(特活) 当別エコロジカルコミュニティー
渡辺 保史	サステイナブル・コミュニティ研究所

【監事】

世古 一穂 (特活) NPO 研修・情報センター

「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議 団体正会員リスト

(財) アジア女性交流・研究フォーラム	TVE ジャパン
(財) キープ協会	アースビジョン組織委員会事務局
(財) 日本 YMCA 同盟	エコプラットフォーム東海
(財) 日本環境財団	えひめグローバルネットワーク
(財) オイスカ	くりこま高原自然学校
(財) 日本自然保護協会	サスティナブル・コミュニティ研究所
(財) 日本ユニセフ協会	センス・オブ・ワンダー自然観察会
(財) 日本野鳥の会	仙台いぐね研究会
(社) アジア協会アジア友の会	日本アウトドアネットワーク
(社) ガールスカウト日本連盟	日本自然環境専門学校
(社) 日本環境教育フォーラム	日本環境ジャーナリストの会
(社) 農山漁村文化協会	ハーグ平和アピール平和教育地球キャンペーン
(社) 日本ネイチャーゲーム協会	東アジア地域環境問題研究所
(特活) 22 世紀生活環境会議	ホールアース自然学校
(特活) 開発教育協会	岡山ユネスコ協会
(特活) ガラ紡愛好会	環境・国際研究会
(特活) 環境市民	環境 NGO アジア環境連帯
(特活) 環境文化のための対話研究所	N P O 政策研究所
(特活) キーパーソン 2 1	地球環境・女性連絡会
(特活) サイカチネイチャークラブ	地球市民教育総合研究所
(特活) 生態教育センター	帝塚山学院大学国際理解研究所
(特活) 地球こどもクラブ	「持続可能な社会と教育」研究会
(特活) どんぐりの会	「地球環境を守る会」リーフ
(特活) 当別エコロジカルコミュニティー	Earth Guardian 俱楽部
(特活) エコ・コミュニケーションセンター	ECOPLUS
(特活) 地域活動協働協会 (LACA)	(有) 木文化研究所
(特活) ECOVIC	(株) 現代文化研究所
(特活) グリーンウッド自然体験教育センター	(株) ポップ
(特活) グローバル・スクール・プロジェクト (GSP)	
(特活) 国際自然大学校	
(特活) 自然体験活動推進協議会	
(特活) 地球環境と大気汚染を考える全国市民会議 (CASA)	
(特活) くすの木自然館	
(特活) 地球の未来	
(特活) ほっとねっと	
(特活) A D P 委員会	

「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議 2003 年度事業計画

(2003 年 6 月 21 日～ 2004 年 3 月 31 日)

1. 情報提供事業

- 1) ESD に関する国内外の情報の提供
 - ・ウェブサイトの開設
 - ・メーリングリストの運営
 - ・国内各地への講師派遣
- 2) 海外向けの情報の発信
 - ・英語版ウェブサイトの開設
 - ・英語版メーリングリストの運営
- 3) ESD2003 年度ハンドブック（年間活動報告書を含む）の作成

2. 政策提言事業

- 1) 調査研究の実施
- 2) 研究会、シンポジウム等の開催
 - ・研究会年 6 回、シンポジウム年 1 回
- 3) 関係省庁・機関との対話ミーティングの開催
- 4) 関連の会議等への参加

III
資
料

3. ネットワーク推進事業

- 1) 地域ミーティングの開催
 - ・全国 6ヶ所での開催
 - ・全国ミーティングの開催

2004.02.17

**「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議
2003 年度補正予算**

(2003 年 6 月 21 日～ 2004 年 3 月 31 日)

【収入の部】

単位：千円

	補正予算	当初予算	差異	備考
1. 会費収入・寄付金等	1,450	2,100	− 650	
準会員会費	150	600	− 450	
正会員会費	1,200	1,000	200	
賛助会員会費	0	400	− 400	
寄付金	100	100	0	
2. 事業収入	2,200	500	1,700	
研究会・シンポ等参加費	200	500	− 300	
調査委託事業	2,000	0	2,000	
3. 助成金	8,600	7,900	700	
地球環境基金	8,600	7,900	700	
4. 借入金収入	4,000	0	4,000	
収入合計	16,250	10,500	5,750	

【支出の部】

単位：千円

	補正予算	当初予算	差異	備考
1. 情報提供事業	3,007	2,640	367	
1) ESD に関する国内外の情報の提供				
ウェブサイトの開設	1,200	1130	70	
メーリングリストの運営				
国内各地への講師派遣				
2) 海外向けの情報の発信	96	480	− 384	
英語版ウェブサイトの開設				
英語版メーリングリストの運営				
3) ESD2003 年度ハンドブック作成	1,711	1030	681	リーフレット作成を追加
2. 政策提言事業	3,023	3,103	− 80	
1) 調査・研究	438	530	− 92	
2) 調査研究、シンポジウム等の開催	1,758	1723	35	
研究会年 6 回				
シンポジウム年 1 回				
3) 関係省庁・機関との対話ミーティングの開催	327	260	67	
4) 関連の会議等への役員派遣、後援など		590	− 590	派遣せず
5) 委託調査費	500		500	新規
3. ネットワーク推進事業	4,672	3,600	1,072	
1) 地域ミーティングの開催			0	
全国 8 ケ所での開催	3,019	2,665	354	9 ケ所 + 東京 mtg
全国ミーティングの開催（1 泊 2 日）	1,653	935	718	地域から招聘
4. 団体運営	1,143	1,157	− 14	
1) 運営委員会の開催	500	800	− 300	
2) 事務管理費	643	357	286	
5. 借入金返済支出	4,000	0	4,000	
支出合計	15,845	10,500	5,345	
次年度繰越金	405	0	405	